

大阪市認定事務センターにおける
個人情報を含む廃棄文書の回収及び
再資源化処理業務委託
仕様書

(概 算 契 約)

大阪市
福祉局高齢者施策部介護保険課
(認定グループ)

1 共通仕様書の適用範囲

- (1) 本業務委託は、大阪市建設局（以下「本市」という）作成による「業務委託共通仕様書（平成28年9月）」のうち「V 各種業務委託共通仕様書（以下、共通仕様書という）」第1編総則および「VI 提出書類の様式」に基づき実施するものとし、共通仕様書に記載されていない事項は、本特記仕様書によるものとする。
- (2) 共通仕様書の詳細については、本市ホームページ参照のこと。
なお、共通仕様書第1編総則の事項の内「大阪市建設局」の表記は「大阪市福祉局」と読み替えるものとする。
掲載URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000518323.html>
- (3) 適用する共通仕様書に基づくとともに特記仕様書に基づき履行しなければならない。
- (4) 特記仕様書の記載事項は、共通仕様書より優先するものとする。

2 委託業務概要

大阪市認定事務センターが指定する日（土・日・祝・年末年始を除く日）に車両により廃棄文書を回収し、その際の積込作業並びに破碎・溶解により書類情報を読み取れないよう処理を施したうえで再資源化処理を実施する。

3 関係法令の遵守等

受注者は、業務の遂行にあたり、「道路運送車両法」「道路交通法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）」その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 履行期間

契約日～令和8年3月31日（火）

5 業務内容

大阪市認定事務センターが指定する日（土・日・祝・年末年始を除く日）に車両により廃棄文書を回収し、その際の積込作業並びに破碎・溶解により書類情報を読み取れないよう処理を施したうえで再資源化処理を実施する。

6 予定数量

廃棄文書 20,000kg

※総重量は概算であり、委託者の都合により増減する。回収月及び回収数量（概算）については、別紙1のとおり。（※廃棄文書には、クリップ、ステープラー針、紐等を含む。）

・実施場所

大阪市西成区出城2-5-20 大阪市認定事務センター内（4階書庫 他）

・回収回数

契約後、6回予定。(5月・7月・9月・11月・1月・3月)

日程・回収方法等詳細については、契約締結後「20 本仕様書に関する問い合わせ先」に記載されている担当(以下「監督職員」という)と調整を行うこと。なお、次の時間内に回収作業が終了すること。

〔 9時から17時半まで
ただし、12時15分から13時は除く 〕

7 提出書類

受注者は、監督職員が指示する共通仕様書の定める様式のほか、次の書類を提出すること。

(契約締結時)

- ・概算契約の内訳明細(「別紙2」)

(業務着手前)

- ・業務計画書
 - ア 業務内容(目的・概要)
 - イ 実施方針
 - ウ 作業班編成表及び業務責任者
 - エ 再資源化処理方法
 - オ その他必要事項

8 回収量

提出された計量票に記載された数量をもって回収量とし、出来高とみなす。

9 業務完成時の完了検査及び支払方法

- (1) 受注者は、業務完成時に業務委託完了通知書及び別紙3「業務委託完成出来高明細書」を提出し、検査を受けること。なお、全ての業務完了の前に、既に業務を完了した部分について部分払いを請求する時は業務委託部分払検査願及び別紙4「業務委託部分払出来高明細書」を提出し、検査を受けること。
- (2) 支払方法は銀行振込により行う。

10 作業実施上の注意事項・遵守事項等

- (1) 注意事項
 - ・発注者の指定する回収場所に置かれている廃棄文書を発注者が指定する車両の駐車場所まで搬出し、運搬車両に積み込むこと。その際、発注者の他業務に支障のないよう配慮すること。
 - ・履行に際してはエレベーター(最大積載量1,000kg 高さ210cm 幅100cm 奥行150cm)の使用が可能であるが、専用的な使用は禁止する。
 - ・車両の駐車場所については発注者側の指示に従うこと。(建物東側駐車場を予定)
- (2) 遵守事項

- ・ 履行にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）等の個人情報保護に関する関係法令を遵守すること。
- ・ 積込や積降ろしなどの際には、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止する為の適正な管理を図ること。
- ・ 履行に際しては、荷崩れ・散逸等の事故を未然に防止する対策を講じ、道路交通法等の関係法令を遵守すること。
- ・ 履行中に書類などの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- ・ 履行中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、従事者が職を退いた以後においても同様とする。
- ・ 履行にあたっては、回収場所の施設規則等を遵守すると共に、建物内の損傷等を防ぐため、発注者の指示に従い「床養生」「壁養生」等の養生措置を行うこと。
- ・ 回収完了後は、紙くず等の散乱が残らないよう、回収場所、通路等の現場清掃を徹底すること。

(3) 廃棄文書の取り扱い

- ・ 廃棄文書は、必ず溶解処理を行うこと。
- ・ 回収した廃棄文書を一定期間、別の場所で保管する場合においても、上記遵守事項を遵守し保管すること。
- ・ 受注者が溶解する工場等を保有しておらず、別事業者へ依頼する場合は、別事業者にも上記遵守事項を遵守させるとともに、溶解処理を行う工場等までの経過を明確にし、それらが確認できる書類（契約書等写しでも可）を本市へ提出すること。
- ・ 溶解処理を行った後、速やかに溶解処理の事実がわかる書類（溶解証明書等）を提出すること（様式は問わない）。なお証明内容について、「証明書の発行日」「証明者」「搬入日」「搬入業者名」「溶解日」「溶解場所」「溶解する重量」「溶解する内容」は必須項目とする。
- ・ 溶解処理の事前作業として、裁断・圧縮・梱包等を実施する際は、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止するための適正な管理を図ること。当該処理を別事業者へ依頼する場合も同様とする。

(4) 計量

- ・ 回収した廃棄文書については、計量法に基づく検査を受けた計量器により計量を行い、翌日までに発注者に計量結果を報告すること。

(5) 従事者の心得

- ・ 迅速かつ丁寧な対応を行うよう常に心がけること。
- ・ 飲酒又は酒気を帯びて履行してはならない。
- ・ 火災、盗難及び事故等の防止に十分注意すること。
- ・ 施設の建物内・敷地内及びその周辺での喫煙は、一切禁止とする。
- ・ 履行にあたっては、監督職員及び施設管理者等の指示に従うこと。

1 1 損害賠償責任

- (1) 回収した廃棄文書が、受注者の関係者又は第三者によって他の目的に利用されることがないよう、十分な措置を講じること。万が一、廃棄文書の目的外利用等によって発注者に損害が生じた場合、発注者の指定する措置を講じるとともに、損害賠償等の責任を負うこと。
- (2) 受注者は、本業務委託を履行するにあたり、受注者の責に帰すべき理由により、本市の施設及び機械器具等を損壊し、または発注者あるいは第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償の責任を負わなければならない。

1 2 事故処理

受注者は、履行中に事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を講ずるとともに、発注者に速やかに報告すること。

1 3 その他

- (1) 回収した文書等の中に含まれている不純物（クリップ・ステープラー針等）については、環境関係法令及び廃棄物関係法令等を遵守し、適切に処分すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、原則として発注者の指示に従うこと。
- (3) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（「暴力団等の排除に関する特記仕様書」参照）
- (4) その他特記仕様書（別紙参照）に記載の内容を遵守すること。
- (5) 大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守すること。

1 4 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 廃棄文書の回収及び再資源化処理（溶解処理を除く）
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

1.5 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

1.6 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減する。契約当初は概算数量により契約し、後日数量を確定するものとする。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙2）の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

1.7 検査・計量

受注者は、監督職員が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

1.8 その他

- (1) 本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は下記担当へ確認し、内容を熟知したうえで見積書を作成すること。質問受付期間経過後の疑義については受け付けない。契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、監督職員と受注者が協議し、これを取り決めることとする。

1.9 本仕様書に関する問い合わせ先

大阪市西成区出城2-5-20

大阪市立社会福祉研修・情報センター3階

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課（認定グループ）担当：中崎

TEL (06) 4392-1727

E-mail fa0030@city.osaka.jp

廃棄文書量引取月別明細

引 取 月	廃棄文書
5月	4,000
7月	3,000
9月	3,000
11月	3,000
1月	3,000
3月	4,000
合計	20,000

単位：kg

※ 各月の廃棄文書の数量は概算によるもの。

概算契約の内訳

単位：円

種別（業務内容）	数量	単価	金額（※）
廃棄文書	20,000 kg（※）		
配車手数料	6回		
人件費	1式		
その他経費	1式		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量および金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて算出すること。

なお、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

業務委託完成出来高明細書

年度	令和7年度	担当 係長		照 査		監 督	
委託名称	大阪市認定事務センターにおける個人情報を含む廃棄文書の回収及び再資源化処理業務委託【概算契約】						
委託場所	本市指定場所						
事業種別	廃棄物処理（回収・再資源化処理）						
履行期限	令和8年3月31日						
設 計	福祉局高齢者施策部介護保険課（認定G）	監 督		福祉局高齢者施策部介護保険課（認定G）			
	大阪市認定事務センターにおける個人情報を含む廃棄文書を車両により回収し、その際の積込作業並びに破碎・溶解により書類情報を読み取れないよう処理を施したうえでの再資源化処理を実施する。						
契 約 金 額	円	受注者名					
	（うち消費税等相当額）円						
出 来 高 金 額	円						
	（うち消費税等相当額）円						
残 高	円						
	（うち消費税等相当額）円						

業務委託部分払出来高明細書（第 回中間）

年度	令和7年度	担当 係長		照 査		監 督	
委託名称	大阪市認定事務センターにおける個人情報を含む廃棄文書の回収及び再資源化処理業務委託【概算契約】						
委託場所	本市指定場所						
事業種別	廃棄物処理（回収・再資源化処理）						
履行期限	令和8年3月31日						
設 計	福祉局高齢者施策部介護保険課（認定G）	監 督		福祉局高齢者施策部介護保険課（認定G）			
	大阪市認定事務センターにおける個人情報を含む廃棄文書を車両により回収し、その際の積込作業並びに破碎・溶解により書類情報を読み取れないよう処理を施したうえでの再資源化処理を実施する。						
契 約 金 額	円	受注者名					
	（うち消費税等相当額）円						
出 来 高 金 額	円						
	（うち消費税等相当額）円						
残 高	円						
	（うち消費税等相当額）円						

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること